

1 インボイスとは

インボイスとは、正式には適格請求書と言います。売手が買手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額等（納税の有無）を伝えるものです。日本では令和5年10月から導入されます。

具体的には、現行の「区分記載請求書（消費税率を記載した請求書）」に「登録番号」、「適用税率」と「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。
請求書に限らず、領収書や納品書のことも総称して、「インボイス」と呼びます。

これは、国税庁の公式の説明ですが、目新しいものは「登録番号」だけです。

国税庁は各事業者の発行する請求書に**登録番号（インボイス登録番号）を記載することを義務付けたいのです。**

いままでは消費税を納税していない事業者でも、請求書に消費税を上乗せしていたわけですが、本当に消費税を払っているのか、はっきりしてもらおう（消費税をはらっていないければインボイス登録番号の記載ができないため）という税制改正です。

消費税を払っていない事業者が消費税を自主的に払うことになる効果が期待され、1年あたり2480億円の税収増を見込んでいるという試算（財務省による国会答弁）があります。**支払う際の請求書等にインボイスがなければ、支払いをしても税額控除が受けられなくなります。**

仕入先が「適格請求書発行事業者」の場合



仕入先が「免税事業者」の場合



※消費税法では売上高1000万円未満の事業者は免税事業者となり自らインボイス登録し納税しない限り、インボイス発行不可

2 インボイスの登録期限はいつ

インボイス制度導入の令和5年10月から、すぐにインボイスを発行できるようにするために、原則として令和5年3月まで税務署に申請書の提出が必要になります。

3 インボイス登録番号が公表される

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html>

インボイス制度は日本で令和5年10月から導入される消費税の「番号制度」です。消費税を申告する事業者しかインボイス番号を取得できないため、国税庁インボイス公表サイトをみれば、その会社が消費税を納税しているかどうかが判明します。

ただし、このサイトには会社名や住所による検索機能はありません。強いて言えば、一覧データをダウンロードできるのですが、データ量が膨大であるためダウンロードしてから検索をかける人は少ないでしょう。

なお、法人の場合には、インボイス番号は法人番号の先頭にTをつけたものになりますから、法人番号サイトから会社名検索して、まず法人番号を調べ、先頭にTをつけてインボイス公表サイトで調べるという方法は可能になっているようです。

個人事業主の場合には、マイナンバーとは関係のない、新たな番号が発行されることとなります。

公表サイトでは、登録年月日、登録取消年月日、登録失効年月日も、表示されています。ちなみに、もともと消費税を納税している事業者が、インボイス制度導入を機会に令和5年10月からインボイス登録する場合には、登録日令和5年10月1日と記載されます。

ここで注意していただきたいのは、日本の消費税法では、今までも、これから（改正後）も、免税事業者であっても消費税（正確には「消費税相当額」と呼ぶべき）を上乗せして請求することは可能です。

むしろ、免税事業者であることを理由に、消費税分の支払を拒否し減額しようとするのは、下請け業者に対する圧力になる可能性があるため、注意深く進めなければならぬとされています。

税込拡大を目指して、インボイス制度を導入し、免税事業者など認めたくない国税庁（消費税法）と、下請け業者いじめを防ぐ立場である公正取引委員会（下請法：下請代金支払遅延等防止法）との異なる思惑が存在しますので、今後はその両方のバランスを考えていく必要があります。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

登録番号を検索する

登録番号（"T"を除く13桁の半角数字）を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

登録番号でまとめて検索する 

検索

クリア

4 インボイス制度導入後に発行しなければならぬ請求書の形式とは（日税連HPより）

インボイス制度導入後は、請求書・領収書にインボイス番号を記載する必要があります。インボイスの様式は法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば請求書、領収書、納品書といった名称を問わず、手書きであってもインボイスに該当します。

契約書と請求書、納品書と請求書など複数書類の組み合わせで、いずれかにインボイス番号が記載されていれば問題はありません。何らかの方法でインボイス番号を通知しておけば、個別の請求書に都度記載することまでは義務ではありません。

ただし、書面またはデータで相手に交付する事が必要ですので自社のHPにインボイス番号を記載するだけでは要件を満たしません。なお、小売業、飲食業、旅行業、駐車場業など不特定多数の者との取引がある業種の場合には得意先の氏名を記載しない「適格簡易請求書」の発行が認められています。なお、虚偽のインボイス番号を記載した請求書を発行することについては罰則が定められています。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★ 適格請求書（インボイス） ⇒ **売り手が、正しい手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	株式会社
○ 欄	請求金額 43,600円
● 年	月分
■ 月1日	割引ばし 550円
■ 月3日	牛 内 ※ 5,400円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(9%対象)	21,600円
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- ① 請求書発行者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容
 - ④ **税率ごとに区分して合計した**
対価の額（税込）
 - ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
 - ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

（ポイント）

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら「追記」が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の「交付義務」はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	株式会社（U1234...）
○ 欄	請求金額 43,600円
● 年	月分
■ 月1日	割引ばし 550円
■ 月3日	牛 内 ※ 5,400円
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
9%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
 - ② **適用税率**
 - ③ **消費税額**

（ポイント）

- ・ 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による“追記”は不可）
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務長に登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**（財務省資料）

5 インボイス制度の例外とは（日税連HPより）

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。
- また、適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

適格請求書の交付義務免除

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡
- 農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）		借方(円)
XX年 月日	摘要	税区分
4 3	J R ●● 運賃 公共交通機関	10%
4 4	○ ○ 地下鉄 運賃 公共交通機関	10%
		300
		300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要
(財務省資料)

3万円未満の「交通費」はインボイス不要で消費税の控除が可能となっています。また、一般人との取引が多い場合、インボイスを受け取れない場合が多いだろう事を考慮して、・宅建業者が中古の不動産を買い取る場合・古物商（中古車・中古ブランド品買取業者）が中古の商品を買い取る場合にはインボイスが無くても消費税の控除が認められます。ただし、宅建業者や古物商であつてもあくまで相手方がインボイス事業者なのかどうかの確認は行い、インボイス事業者である場合にはインボイスを発行してもらつた必要があります。宅建業者が店舗兼住宅不動産を買い取る場合で、売主がインボイス事業者である場合には、店舗部分だけのインボイスを発行してもらつた必要があります。

6 インボイス制度の経過措置とは

消費税は売り上げに関する消費税から仕入れ及び経費に関する消費税をマイナスして納付税額を計算します。輸出貿易などの場合には売り上げに関する消費税がゼロであるため、還付申告となります。

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「仕入税額控除」

○仕入税額控除の要件

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	(同左)
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書 (インボイス)の保存

(国税庁資料)

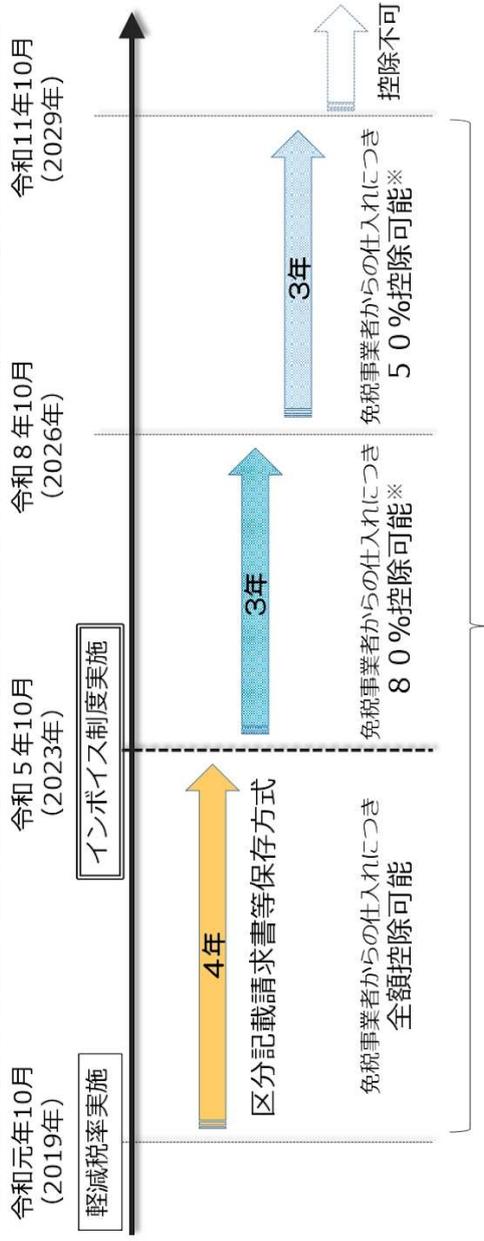
インボイス制度で変わるのは仕入れに関する消費税額の計算です。

インボイス制度導入により、仕入れに関する消費税については原則としてインボイス付き請求書・領収書がないと控除が認められないこととなります。

一方で、当面の経過措置として、仕入れに関する消費税額のうち、**3年間は80%の控除を認め、さらに3年間は50%の控除が認められ**ます。

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨(8割控除・5割控除)を記載した帳簿の保存が必要 (財務省資料)

7 インボイス登録をしないとうなるか

「インボイス登録 = 消費税を納税する」という意味合いになります。

では、消費税を納税していない事業者（免税事業者）はふつうに考えれば、**インボイス登録をしない**ということになりますが、それで問題は無いでしょうか。

対応しないといけないのは、主にBtoBビジネスの事業者だと考えられます。

請求書にインボイス番号を記載できないことにより、得意先に消費税の納税をしていないことを知られることになりますので、請求書から消費税を外すか、もしくは請求書を従来通りにするためにインボイス登録をして消費税の納税をする必要があるからです。

BtoBビジネスの業界において、インボイス制度導入後も免税事業者が消費税を請求し続けられるのかどうかは、得意先との関係から疑問が残ります。

しかし、BtoCの業界においては、ある程度可能かもしれません。小売店の領収書にインボイス番号がないからと言って文句を言う消費者は稀であると考えられるからです。

参考記事：税務通信3700号：

〈税務相談〉消費税「インボイス方式適用後において免税事業者が消費税額の請求をすることの是非」

インボイス方式適用後において免税事業者が消費税額の請求をすることの是非

インボイス方式が適用される令和5年10月1日以後の取引について、免税事業者が消費税額の請求をすることはできなくなるのでしょうか。

インボイス方式の適用後の取引に係る免税事業者の取引金額に係る請求について消費税額の請求をすることを禁止する規定はありませんが、「消費税額」ではなく「消費税相当額」として請求することが良いものと考えます。

寛容な得意先、あるいはインボイス制度に関する知識がない得意先にとっては、請求書にインボイス番号がないことは、関心のある問題ではないかもしれません。

しかし、**BtoBビジネスをおこなっている免税事業者の多くは、現実問題として、課税事業者になるという選択肢しかないでしょう。**

BtoC事業者（飲食店、学習塾、美容院など）であれば、得意先がインボイスをそもそも必要としない可能性が高いためインボイス制度の影響が少ないと言えるのではないのでしょうか。

8. 免税事業者への対応・自分が免税事業者の場合の対応について

今後の対応をQ&A形式で考えていききたいと思います。

【インボイス発行しない外注先との契約を切るべきなのか】

Q インボイス制度導入後は会社の方針として、個人事業主のパートナー様へ、インボイス登録を必須としてお取引を継続させて頂きたい（インボイス登録しないなら取引停止という意味）と考えています。問題はありますか？

A 下請けイジメの批判を避けるためには消費税を上乗せしないことを条件に取引継続を認めるべきでしょう。

公正取引委員会の出している「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」も参考になります。

画一的な対応では、小規模でも質の良い取引先を切ってしまうリスクがあります。もし、課税売上1000万円を下回る下請けが多いとしたら、その人たちの救済のために、上記の通告は、ギリギリまで先延ばしすべきです。

実は、日本税理士連合会が、国税庁に対してインボイス番号がない場合でも80%の課税仕入れを認める経過措置を無期限に延長することや、3万円未満の経費についてインボイス不要とする要望をだし、これが令和5年税制改正大綱でほぼ認められる事が織り込み済みなのだと、税理士会の会長が各地の講演会で発言しているという噂があります。

(2022年6月時点)

弱者救済の議論が起こっているところで数か月だけ先走って「弱者切り捨て」をアピールしてしまうのは得策ではないかもしれません。

さらに、税務調査の現場はインボイス制度を、本当に重視するでしょうか。

税務調査のご経験がある方はお分かりかと思いますが、1枚1枚の領収書を全部見るのではなく、大きな金額の取引、または税務当局が事前に怪しいと掴んでいる情報などが確認されます。

税務署の職員の年齢層は幅広く、常に最新の税制改正にキャッチアップしているとも限りません。

もちろん、この会社は個人事業主への外注が目立つので、源泉所得税と消費税の両面から怪しいという事前情報を端緒として税務調査が行われるのであれば、リスク有りなのですが・・・。

最後の最後まで争った場合には国の政策が勝つとしても、個人番号（マイナンバー）と同じで、政策が定着するか否かは実務上の利便性に左右されがちです。

【自分が免税事業者の場合（今後も売上が1000万円を超える見込みが薄い場合）】

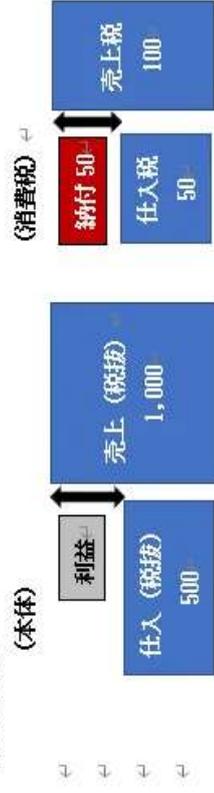
Q 今まで消費税を納税していないのですが、インボイス制度に対応が必要でしょうか。

A1. 今まで、売上の請求書で消費税10%を上乘せしていない場合。

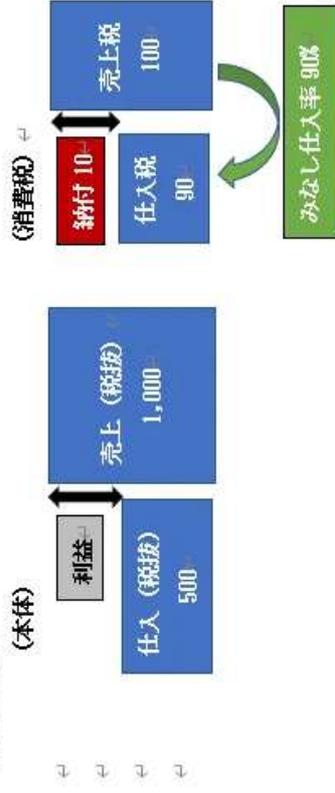
① インボイス後、消費税10%を上乘せできるのであれば、課税事業者となり簡易課税を選択すると、手取りは増加します。

※簡易課税制度は業種区分に応じ売上に係る消費税の10%～60%を納付できる制度（卸売10%、小売20%、製造30%、サービス50%）

【原則課税】



【簡易課税】



② インボイス後、消費税10%を上乘せできないのであれば、そのまま何も対応しない。インボイス登録をしない。もともと消費税を上乘せしていないので、得意先からも値引きは言っていないでしょう。

A2. 今まで、売上請求書で消費税として10%を上乗せしてきた場合。

- ① 令和5年10月から課税事業者（登録事業者）となり、消費税を納税開始しましょう。相手に免税事業者だった（消費税を払っていないかかった）ことがばれないですむこと、新たな価格交渉が不要であることがメリットになります。一般的には簡易課税制度を選択することが有利です。
- ② 取引価格を10%増やしてもらい、消費税は0という価格交渉をする。あるいは「消費税相当額」という記載をして誤魔化す方法もあります。寛大な得期先であれば問題ない可能性もあります。

9. インボイス登録するかどうか、悩むケースは？

①課税事業者の場合

いま課税事業者であり、今後も売上1000万未満になる可能性がほとんどない場合、インボイス登録をすべきです。インボイス登録以外の選択肢はないと思います。

②免税事業者の場合

BtoBのビジネスである場合

- ・得意先が「インボイスが発行できないと値引き等の要請がありそうな相手」である場合
適格事業者登録の申請と簡易課税の選択をすることを検討しましょう。
- ・具体的には、あなたが、IT企業や建設会社に下請けとして請求書を出している場合です。

BtoCのビジネスである場合

- ・お客様からインボイス番号付きの領収書や請求書を求められる可能性は低いでしょう。
- ・免税事業者のままでもいい方が有利です。

③免税事業者と課税事業者を行ったり来たりしている場合

(売上が1000万円前後を行き来する可能性が高い場合)

いったんインボイス登録をすると、課税事業者を選択したという取り扱いになり、原則として課税事業者が2年間強制適用となります。インボイス登録をしたり廃止したりという管理は煩雑で、取引相手の混乱を招く恐れもあります。登録については、いったん決めたら変えないほうが良いかと思われれます。

(制度導入直後の混乱を考慮し、令和5年10月1日(制度開始日)を含む事業年度(課税期間)からインボイス登録し消費税を納税することになる場合には2年縛りの対象外となります。)

10. まとめ 今対応すべき準備とは

インボイス制度導入に向けて勉強会や書籍などで、厳密なルールの解釈が述べられていますが、これはマイナンバー導入時に過剰に管理ツールの宣伝がされた現象と同じように考えてよいと思います。実務が走り出せば現実的に無理のない運用がされるようになります。

制度導入にあたっては、例えば、

①売掛金の振込手数料を代金から控除して入金された場合など、些末な問題が議論されがちです。振込手数料を負担するのは売り上げの値引きなのだから、売主が適格返還請求書を発行するのだ、などという国税庁の説明がありますが、実務が走り出せば誰も数百円の振込手数料に對する消費税のことなど、忘れて日常に忙殺されるのではないのでしょうか。

②宛名が従業員になつている領収書は、インボイスとして有効ではないというのが国税庁の見解です。しかし、そんなことでは会社でスムーズに経費精算が出来るでしょうか。

交通費はインボイスの例外とされていますが、飲食代は例外ではないというのが国税庁の厳密な見解です。

また、そもそもインボイスがなくても仕入に関する消費税の控除が容認される可能性は、実務では十分にあると思われれます。税務調査では、大口の取引だけのインボイスが確認されるでしょう。小規模な取引先であれば取引金額が小さいので税務調査での指摘額も自然と小さくなります。

仮に請求書1件だけの記載不備であれば、常識的には、後日でも正しいインボイス番号が確認できれば否認されないでしょう。インボイスの誤りを、発行者側の了承を得たうえで、受領者側で訂正するのも問題は無いと、税務通信(税理士業界の業界雑誌)に出ています。

＜ 補足編 ＞

・ [個人事業主の登録](#)

個人事業主はインボイス公表サイトで住所は公表されません。希望する場合には屋号、事務所等所在地について「適格請求発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出することで公表が可能です。

なお、お勤めの方法としては旧姓、屋号、事務所住所などを正しく登録することです。もし仮にインボイスを受取った人が生真面目で、番号が正しいかどうかをインボイス公表サイトで検索する場合に、知っている名前と違う名前、住所が出てくる可能性はあります。

・ [契約書にはインボイス番号と税率の明記が無難](#)

契約書を作るときには、インボイス番号、税率を入れてもらったほうがいいでしょう。現時点で作成する、税率オンする契約なら、インボイス番号の取得を必須条件として加えてはどうか。

・ [インボイス登録したが取り下げたい場合](#)

令和5年10月の制度開始前にインボイス申請していて、届出の取り下げ処理をすることも可能です。登録したがよく考えたらBtoCビジネスなので、レジ改修などでコストを掛けたくない、なので登録を止めたいというケースです。

・ [免税事業者からインボイス事業者（適格請求書発行事業者）への変更について](#)

(期中である令和5年10月からの変更が可能なのか。その際の手続きはいつまでに実施しなくてはならないのか。)

免税事業者の場合には、登録申請書にチェックマークを付す箇所があり、令和5年10月からインボイス事業者になるのか、もしくは事業年度の開始日からインボイス事業者になるのかを選択することができます。さらに、様式の変更があり、今では令和5年10月からでも、11月からでも任意の月からインボイス登録をすることも可能です。

なお、通常の会計ソフトでは、事業年度の途中で消費税の設定を変更することはできませんし、免税事業者から課税事業者になる場合には事業年度の途中で棚卸しをし、在庫について消費税の調整計算が必要となります。こうした観点からは、10月1日からではなく事業年度開始日からインボイス事業者登録をすることがお勧めといえます。

詳細は、下記のリンク先の問7・問8に記載があります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=27>

適格請求書等保存方式が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日まで（注）に納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

免税事業者である個人事業主が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者として登録申請をして登録を受けた場合は、令和5年12月31日までに「簡易課税選択届出書」を提出すれば、令和5年10月1日から簡易課税を選択したことになります。

・インボイス登録をした後で、また免税事業者（消費税を納税しない事業者）に戻りたい場合には？

いったんインボイス登録をすると、課税事業者を選択したという取り扱いになり、課税事業者が2年間強制適用となります。ただし、例外的に、令和5年10月1日の属する課税期間（≒事業年度）にインボイス登録を受ける場合、は『2年縛り』の対象外となります。仮に令和5年11月1日からインボイス登録の場合には2年縛りの対象となるわけです。

・課税事業者選択届出書はださなくてよいのか

原則的には免税事業者がインボイスを登録する場合には課税事業者選択届出書を提出することとされていますが、制度導入に関する経過措置として令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する事業年度については、インボイス登録申請だけをすればよいこととなっています。

・インボイス申請の届け出の提出時期は？

インボイス制度が始まる2023年10月1日から登録を受けるには、原則、2023年3月31日までに申請を行う必要があります。

・インボイス登録をやめて課税事業者選択不適用届出書を出す方法

いったんインボイス登録をすると、課税事業者を選択したという取り扱いになり、課税事業者が2年間強制適用となります。ただし、例外的に、令和5年10月1日の属する課税期間（≒事業年度）にインボイス登録を受ける場合は『2年縛り』の対象外となります。仮に令和5年11月1日からインボイス登録の場合には2年縛りの対象となるわけです。

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（以下「登録取消届出書」といいます。）を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（新消法57の2④一）。

なお、この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります（新消法57の2④一）。

ただし、登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなりますので、ご注意ください。